

職員の退職管理の状況

・ 職員の再就職状況

1 対象者

令和6年8月末日までに、中央区職員の退職管理に関する条例第3条に規定する届出を行った者
(ただし、すでに公表した者は除く)

2 再就職状況

No.	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位
1	企画部長	令和6年3月31日	令和6年4月1日	一般社団法人中央区 観光協会	事務局長 (4月1日から6月18日まで 事務局次長)
2	環境土木部 中央清掃事務所長			一般財団法人中央区 都市整備公社	まちづくり事業部長
3	都市整備部 建築課長			東京都防災・建築 まちづくりセンター	まちづくり推進部 まちづくり推進課 耐震担当課長